

立地グループ

1 グループの概要

「平成 19 年度 福島県商工労働行政施策の概要（平成 19 年 4 月）」によれば、同グループの事務分掌は以下のとおりである。

- ・領域内の連絡調整に関すること
- ・工業開発の総合企画に関すること
- ・工業開発条例の施行に関すること
- ・企業（外資系を含む。）の立地促進に関すること
- ・工業用水に関すること
- ・工場立地法及び工業開発条例に基づく届出に関すること
- ・立地企業の調整に関すること
- ・企業立地資金に関すること
- ・工業団地の整備等に関すること
- ・工場適地調査に関すること
- ・採石法及び鉱業法に関すること
- ・鉱害の防止及び復旧に関すること
- ・下請中小企業の振興に関すること

平成 19 年度の主な事業計画は以下のとおりである。

「（新）戦略的企業誘致補助金」600,000 千円（当初予算額）

産業集積が見込める企業を戦略的に誘致するために、これらの企業が県内に立地する際に必要な初期投資、雇用等に対し補助金を交付する。

「原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業」653,947 千円（当初予算額）

原子力発電施設が設置されている市町村又はその周辺市町村（県内 11 市町村）に立地する企業に対し給付金（支払電気料の 4～6 割相当額）を交付することにより、原子力発電施設等周辺の電源地域の振興を図る。

「工業用水道事業繰出金」751,159 千円（当初予算額）

相馬及び好間工業用水道の経営の健全化（収支の均衡）を図るため、知事と福島県工業用水道事業管理者とで締結した協定書に基づき、工業用水道事業会計に対して繰出金を繰出す。

「中小企業経営資源強化対策推進事業」54,346 千円（当初予算額）

多様で活力ある中小企業の育成・発展を図るためには、中小企業が独創性・機動性等を発揮して、新たな事業活動を展開していくことが重要である。

本県の中小企業支援センターである(財)福島県産業振興センターに補助することにより、県内中小企業の経営ノウハウ、技術、人材又は市場情報等の経営資源の充実強化を図る。

2 戦略的企業誘致補助金

戦略的企業誘致補助金は、雇用機会の拡大と本県経済の活性化を図るため、大規模な設備投資かつ雇用を行うことにより、地域経済への波及と地域振興への貢献が期待され、関連企業の集積が見込める企業に対して次のとおり補助金として支給するものである。

施設補助型企业：新設または増設に伴う投下固定資産額（土地購入費・造成費を除く）の100分の2.5以内。ただし、35億円を上限とする。

雇用奨励型企业：工場にあっては、新規地元正規雇用者のうち20人を超える人数1人あたり60万円以内、研究所にあっては、新規地元正規雇用者1人あたり120万円以内とする。ただし、工場、研究所とも1億円を上限とする。

企業立地課の説明によれば、この制度の経過は次のとおりである。

平成19年度当初予算編成時においては、企業の設備投資意欲が好調であり、県内立地件数についても伸びてきていた。

一方、37自治体が10億円以上の補助制度（平成18年7月現在、補助上限額なし2自治体含む）を創設しており、また、自治体間の競争が激化していた。

本県における企業誘致に関する補助制度は、平成13年度に補助上限額を5千万円とする創造型・環境型企业立地促進補助金（平成16年度に企業立地促進補助金へ名称変更）、平成17年度に補助上限額を5億円とする産業集積促進補助金をそれぞれ創設したが、補助上限額の比較では全国でも下位であった。

本県の持つメリットとして首都圏への近接性、土地代の安さ、強固な地盤等があるが、補助制度においての見劣りは否めない状況であった。

以上の状況から積極的な企業誘致活動を展開するため、補助上限額を引き上げる必要があり、5億円から35億円へ引き上げ、補助上限額の比較では全国で10位となり、従来からの本県のメリットに加え、企業に対するアピール度を強めたものである。

また、平成19年9月末時点で補助金上限額20億円以上の自治体別の企業誘致に関わる補助金上限額は次のとおりである。（「福島の進路 2008.2」より）

順位	自治体名	補助金上限額	前年度補助金上限額	
1	大阪府	150億円	30億円（増額）	
2	和歌山県	100億円	100億円	
3	三重県	90億円	90億円	
4	岐阜県	70億円	70億円	
	岡山県			
6	千葉県	50億円	50億円	
	新潟県			
	富山県			
	大分県	10億円（増額）		
	宮崎県	50億円	5億円（増額）	
	横浜市	50億円	50億円	
12	北海道	37億円	37億円	
13	鳥取県	36億円	36億円	
14	福島県	35億円	5億円（増額）	
	石川県		35億円	
16	福井県	34億円	34億円	
17	青森県	30億円	30億円	
	栃木県			
	滋賀県			
	高知県			
	佐賀県		11億円（増額）	
	長崎県			
	浜松市			2億円（増額）
	大阪市			30億円
25	千葉市	25億円	25億円	
26	神奈川県	22億円	82億円（減額）	
27	秋田県	20億円	20億円	
	京都府			
	島根県			
	広島県			
	熊本県			

補助金上限額は上記のとおりであるが、補助率は都道府県ごとに違い、都道府県ごとに補助額の有利不利は一概にはいえない。福島県の場合は2.5%以内であるが、3位の三重県の場合は15%以内となっている。

特定の企業に対して多額の補助金を支給する理由は、企業の進出、増設により県内に補助額を上回る経済効果があることと、県の税収入が増加することである。

設備投資をすれば、建物の建設の場合は請負建設業の売上を通じ、設備の増設の場合は納入業者の売上を通じ経済効果を発揮する。

操業をすれば、社員を採用し、給料を支払い、原材料を購入し、各種税金を支払い、経済効果を発揮する。

なお、公共事業による県内への経済波及効果は、建設費の需要増に伴う波及効果は 1.49 倍としているので、工業用地の造成とその経済波及効果は 1.49 倍と考えられる。

経済効果については、県の商工労働部の推計によれば次のとおりである。

設備投資による波及効果

工場建設及び設備導入による波及効果で、立地の際の 1 回限りの効果である。建設費 30 億円（鉄骨造り）、設備費 70 億円の場合の主な業種の県内への波及効果の額は、投資額の 0.7～0.85 倍程度となる。県外も含む波及効果の額は、投資額の概ね^{おおむ} 1.5 倍となり、業種による差は少ない（県外における波及効果の額を正確に算定することは極めて困難であるため〔直接効果額：一時生産波及額：二時生産波及額〕の比率が県内と県外で同じと仮定して近似的に作成）。

操業による波及効果

業種ごとの需要増（＝生産額）によって県内で生じる経済波及効果額は、効果倍率（波及効果額÷需要増）は 1.3 から 1.6 程度となる。

つまり、県内で 100 億円の需要が新たに発生した場合、県内で生じる経済波及効果総額は年間 130 億円～160 億円程度となる。

なお、操業による波及効果が全て県内に留まると仮定した場合の効果倍率は、輸送用機械を例にとれば、2.17 倍となる。

県は、このほかに県への税収増を次のように計算している。

区分 設備投資額	法人税 (事業税、 法人県民 税、法人市 町村民税) (千円)	新規雇用 者納税額 (個人県民 税、個人市 町村民税) (千円)	税収額合 計 (千円)	うち県税 収額 (千円)	設備投資 による経 済波及効 果 (百万円)	生産によ る経済波 及効果 (百万円)	経済波及 効果合計 額 (百万円)
50億円	39,724	12,090	51,814	34,136	4,963	28,206	33,169
100億円	108,956	10,747	119,703	88,490	10,646	92,640	103,286
200億円以上	762,292	7,510	769,802	574,993	34,854	31,117	65,971
平均134億円	228,239	8,339	236,578	175,933	12,716	36,408	49,124

統計的に当金額は小さくなっている。

補助金は、土地購入費・造成費を除く投下固定資産額の 100 分の 2.5% 以内ということは、35 億円の補助金を得ようとするれば 1,400 億円の投資をする必要があるということになる。設備投資及び操業による波及効果は、県の税収増の試算によると、設備投資の平均額 134 億円で税収額合計は 2 億 3 千 6 百万円（県市町村） 県税だけで 1 億 7 千 6 百万円となる。約 10 倍の 1,400 億円の投資ということは、県市町村合計 24 億 7 千万円、県税収入も 18 億 4 千万

円の税込額増となり、県市町村合計で 1 年半かけて回収でき、県のみでも 2 年で回収できることになる。

税込増は、立地企業の業績にも左右され、県のもくろみ通り税込が増えるとは限らないが、企業立地に伴う設備投資による経済波及効果は、設備投資が平均 134 億円の場合 127 億円、その後の生産による波及効果は 364 億円と試算している。

【意見】

他の自治体の補助金をみてもわかるように、企業立地による経済効果が非常に高いことは明白である。しかしながら、立地を予定する企業にとっては、土地以外の投下固定資産額の 100 分の 2.5% という小さい金額であり、この補助金のみで立地する企業が増えることはないと考えべきであり、立地企業を歓迎し行政も協力の姿勢を示し、立地する地域社会に馴染めるようにすることや、人材の獲得に協力する姿勢を操業後も持ち続けることが大事である。

3 県営工業団地の企業立地の状況

(1) 県営工業団地の状況

県営団地の企業立地状況(平成20年度4月1日現在)

(単位:㎡)

工業団地名	造成年度	開発面積(ha)	工場用地面積	分譲済面積	未分譲面積(a)	H20分譲面積(b)	残り面積(a-b)
小名浜中央	S39~41	32	268,433	268,433	0		0
郡山中央	S42~44	36	318,449	318,449	0		0
本宮	S44	23	216,378	216,378	0		0
小名浜臨海	S44~57	388	3,022,435	3,022,435	0		0
会津若松	S47~57	58	467,633	467,633	0		0
白坂	S57~60	23	205,532	205,532	0		0
保原	S60	9	83,673	83,673	0		0
玉川	S61~62	22	151,716	151,716	0		0
須賀川南部	S62~H2	42	335,740	335,740	0		0
田村西部	H4~7	115	629,167	265,858	363,309	290,171	73,138
工業の森・新白河 C	H8~	154	218,002	171,330	46,672	34,513	12,159
AB()			636,626	0	636,626		636,626
新白河ビジネスパーク	H8~10	37	88,651	33,853	54,798	1,000	53,798
合計		939	6,642,435	5,541,030	1,101,405	325,684	775,721
調整(未造成につき)			-636,626		-636,626		-636,626
差引合計		939	6,005,809	5,541,030	464,779	325,684	139,095
未分譲割合			100%		7.7%		2.3%

H20年度の動き(b)

田村西部

(株)デンソー東日本(H20.8.6)	236,425㎡
優先買取権設定	53,746㎡
小計	<u>290,171㎡</u>

新白河ビジネスパーク

(株)二葉写真製版(H20.10.14)	<u>1,000㎡</u>
----------------------	---------------

工業の森・新白河C工区

立地協定済	<u>34,513㎡</u>
-------	----------------

合計	<u><u>325,684㎡</u></u>
----	------------------------

福島県企業局の「平成20年度 公営企業事業概要」によると、平成20年4月1日現在の工場用地面積は6,642,435㎡で、未分譲面積は1,101,405㎡であり、未分譲の割合は16.6%である。しかしながら、工業の森・新白河のA B工区636,626㎡については後で述べる(4)工業の森・新白河AB工区について)が、土地を購入し、環境アセスメント法等はクリアしているものの、まだ造成していない段階であるため、これを工業用地面積から除くと、工場用地面積は6,005,809㎡、未分譲面積は464,779㎡となり、未分譲の比率は7.7%である。

平成20年度には分譲が進み、立地協定分等を除いた現在の未分譲面積は139,095㎡となり、未分譲の割合は2.3%である。

(2) 県営以外で分譲可能な工業団地及び工場跡地

県内の県営以外で分譲可能な工業団地及び工業跡地は次のとおりである。

県営以外で分譲可能な工業団地の一覧

団地名	所在地	事業主体	工業用地		分譲可能面積 (ha)	価格 (m2/円)
			総面積 (ha)	面積 (ha)		
瀬上工業団地	福島市	福島市 福島地方土地開発公社	15.2	11.5	1.1	22,100
上名倉工業団地	福島市	福島市 福島地方土地開発公社	13.9	12.2	2.9	23,400 ~ 27,300
佐倉西工業団地	福島市	福島市 福島地方土地開発公社	21.8	17.4	0.5	25,770
福島工業団地	福島市	福島市 福島地方土地開発公社	813.3	31.4	3.9	14,700 ~ 16,400
松川工業団地	福島市	福島市 福島地方土地開発公社	17.2	9.9	8.7	17,000 ~ 20,500
小沢工業団地	二本松市	二本松市	18	13.9	4.7	16,033 ~ 53,000
八万館工業団地	二本松市	二本松市	12.7	10.4	1	17,545
永田六丁目工場用地	二本松市	二本松市	2.2	2.2	2.2	11,193
見城坂工業団地	伊達市	伊達市	19	8.9	0.7	6,600
本宮北工業団地	本宮市	本宮市	42.3	30	0.3	18,150
本宮市工業等団地	本宮市	本宮市	87.5	61.6	2.7	24,200
中山工業団地	伊達郡川俣町	川俣町	7.5	3.6	1.1	25,700
川俣西部工業団地	伊達郡川俣町	川俣町	18.5	7.9	7.9	15,000
郡山西部第二工業団地(長橋地区含む)	郡山市	郡山市 (財)郡山市開発公社	251.3	173.4	8.1	18,000 ~ 21,000
郡山ウェストソフトパーク	郡山市	郡山市 中小企業基盤整備機構	19.8	12.8	1.9	11,140 ~ 18,990
須賀川テクニカルリサーチガーデン	須賀川市	須賀川市	128.1	16.5	6.1	16,638
ハイテク大山工業団地	岩瀬郡天栄村	天栄村	24.4	13	2.4	13,000
泉崎村中核工業団地	西白河郡泉崎村	泉崎村	159.8	98	12.1	18,000
矢吹テクノパーク	西白河郡矢吹町	矢吹町 ㈱ピーエス三菱	23.7	15.1	13.1	12,000
棚倉第二工場適地	東白川郡棚倉町	棚倉町	30.5	26	8.3	18,000
熱塩加納	喜多方市	喜多方市	5.6	4.3	0.5	3,400
西会津工業団地	耶麻郡西会津町	西会津町	8.5	7.4	2.8	5,000

団地名 所在地	事業主体	工業用地		分譲可能 面積 (ha)	価格 (m2/円)
		総面積 (ha)	面積 (ha)		
会津美里町高田工業団地 大沼郡会津美里町	会津美里町	22.3	16.8	7.4	9,000 ~ 10,000
会津美里町新鶴工業団地 大沼郡会津美里町	会津美里町	18.5	9.3	3.6	4,500 ~ 4,800
相馬中核工業団地東地区 相馬市	相馬市 中小企業基盤整備機構 地域整備公団	498.6	284.7	9.4	9,850
相馬中核工業団地西地区 相馬市	相馬市 中小企業基盤整備機構	134	68.5	18.9	8,820
相馬南第二工業団地 相馬市	相馬市 (財)福島県農業振興公社	11.4	8.1	6.1	14,800
檜葉南工業団地 双葉郡檜葉町	檜葉町	56.1	34.2	2.4	8,500
富岡工業団地 双葉郡富岡町	富岡町	39.1	17.1	11.7	9,000
大熊西工業団地 双葉郡大熊町	大熊町	30.2	12.2	12.2	10,000
双葉工業団地 双葉郡双葉町	双葉町	24.5	17.5	1.4	8,530
駒ヶ嶺工業用地 相馬郡新地町	新地町	2	2	2	6,800
相馬港5号埠頭 相馬郡新地町	福島県 新地町	9.1	9.1	9.1	19,100
飯館村民グラウンド 相馬郡飯館村	飯館村	1.6	1.6	1.6	
いわき四倉中核工業団地 いわき市	福島県 中小企業基盤整備機構	127.5	29.1	23.1	12,370 ~ 16,000
いわき中部工業団地 いわき市	いわき市 いわき市土地開発公社	37.1	17	0.8	18,500
塙林間工業団地 東白川郡塙町	塙町	36.6	28.3	8.5	5,000
鮫川村越虫工業団地 東白川郡鮫川村	鮫川村	1.3	1.3	0.7	6,061 ~ 20,000
信田沢工業団地(仮称) 南相馬市	南相馬市	3.6	3.6	3.1	
相馬中核工業団地東地区 X 区画 相馬郡新地町	新地町	3.7	3.7	3.7	6,800 ~ 22,440
(新)鶴庭工業用地 田村郡小野町	小野町	16.2	16.2	16.2	1,193

県内の分譲可能な工場跡地の一覧

所有者等	所在地	用地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
(株)ホクエツ	伊達市	42,502		
大陽工業(株)	伊達市	105,384	1,556	1,712
(株)ホクエツ	伊達市	42,502		
岩手東芝エレクトロニクス(株)	伊達郡国見町	8,221		
岩手東芝エレクトロニクス(株)	伊達郡国見町	3,985		
大阪旭化成	福島市	4,444		
第一木工場(株)安達ヶ原工場	二本松市	10,467		3,155
(株)イセキ洋家具	二本松市	6,573		
日本電算ビジョン(株)	二本松市	14,305		
中外化成(株)	二本松市	30,675		
JFE建材(株)	二本松市	60,465		
日本フッソテクノコート(株)	二本松市	18,836		
(株)アマダ	二本松市	24,374	1,670	1,961
三菱伸銅(株)	須賀川市	62,401	4,798	3,228
(株)金時米菓	岩瀬郡鏡石町	6,101		
清水食品(株)	岩瀬郡鏡石町	16,428		
(有)斎田鉄工所	岩瀬郡鏡石町	3,044		
田村市	田村市	7,568		
田村市	田村市	8,023	4,431	4,758
(株)ユニプラ	田村市	3,346		
田村市	田村市	7,440	1,220	1,220
田村市	田村市	9,350	1,254	1,979
田村市	田村市	13,395	1,519	2,478
田村市	田村市	14,936	1,890	2,650
(株)アドバネクス福島ファクトリー	田村郡小野町	39,050		
協同飼料(株)	田村郡小野町	87,985		
小野町	田村郡小野町	161,826		
イハラ建成工業(株)	田村郡小野町	23,316		
エステー化学(株)	石川郡平田村	44,121	2,752	3,900
白河市	白河市	20,763		
S社	白河市	30,588		
F社	白河市	35,000		
関東三洋セミコンダクターズ(株)	喜多方市	3,392		
(株)レナウン	喜多方市	16,315		
(株)庄司食品	喜多方市	2,700	1,400	
綿生工業(株)	喜多方市	2,994	726	
谷電機工業(株)	耶麻郡猪苗代町	3,407	1,378	1,378
東洋衣料(株)	南会津郡下郷町	3,454	2,061	2,310
民有地(只見町)	南会津郡只見町	27,376		
東洋衣料(株)	南会津郡南会津町	5,749	2,677	2,677

所有者等	所在地	用地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
彌榮精機(株)	双葉郡双葉町	42,403	2,083	2,430
日本ポリスター(株)	双葉郡榎葉町	9,762	1,003	1,682
双葉精器(株)	双葉郡浪江町	87,231	6,432	7,048
民有地(新地町)	相馬郡新地町	821	275	
民有地(新地町)	相馬郡新地町	1,000	183	
一興工業(株)	東白川郡埴町	4,296	523	656
民有地(埴町)	東白川郡埴町	2,996	523	701
	合計	990,922	38,798	44,211

(3) 県営工業団地の立地企業

県営工業団地の立地目的及び立地している企業のうち、分譲面積が10,000 ㎡以上の企業は次のとおりである。なお、分譲面積の単位は㎡である。

小名浜中央工業団地

〔目的〕

木材関連企業の立地を目的として造成した工業団地である。

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
(財)いわき市開発公社	45.3.24	119,688	先行取得分 ~ 及び、 -1三和木材(一般製材品)、 -2磐城木材産業(一般製材品)、 -3丸一木材店(一般製材品)に分譲
小名浜合板(株)	44.11.25	62,206	(パーティクルボード)
三菱製紙(株)	45.6.23	17,607	(現)恒栄資材(株)、滝口木材(株)
江戸川ウッドテック(株)	47.9.7	18,549	(フローリングボード)
滝口木材(株)	62.2.2	10,938	(一般製材品)
他8社		39,445	
計(13社)		268,433	

郡山中央工業団地

〔目的〕

新産業都市建設基本計画に基づき内陸型企業の立地を目的として造成した工業団地である。

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
(株)日立製作所	44.8.4	104,267	(現) -1日立テレコムテクノロジー(株) (電子テレフォン装置) -2日立栃木エレクトロニクス(株) (情報端末機)
松下電工(株)	44.10.15	122,341	(プリント配線用積層板)
日本ビクター(株)	44.7.21	91,841	
計(3社)		318,449	

本宮工業団地

〔目的〕

アサヒビール(株)県内進出に伴い造成した工業団地である。

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
アサヒビール(株)	45.8.10	216,378	(ビール)

小名浜臨海工業団地

〔目的〕

重要港湾小名浜港の背後地に位置し、同港の整備拡充と併せ、新産業都市建設基本計画に基づき、常磐地区開発の拠点として、造成した工業団地である。

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
富士興産(株)	48.12.1 50.3.31 55.3.11	624,386 348,834 22,271	(現) -1小名浜石油(株)(石油)、 -2いわきトラック事業協同組合(運送業)、 -3いわき流通センター協同組合(運送業)
玉川機械金属(株)	49.7.15	115,130	(現) 小名浜石油(株) -1常磐共同火力(株)(電力)
ライオン油脂(株)	49.10.1	135,406	(現) -1浮間化学研究所(化学薬品)、 -2(株)ケミクレア(化学薬品) 超音波(株)
帝国臓器製薬(株)	49.11.1	138,896	(医薬品)
小名浜石油埠頭(株)	50.3.31	10,023	(石油)
福島県港湾管理者	49.3.29	207,814	
石油八社	50.5.31	101,031	日本石油(株)、出光興産(株)、共同石油(株)、 ゼネラル石油(株)、丸善石油(株)、 昭和石油(株)、三菱石油(株)、大協石油(株)
茨城冷蔵(株)	56.6.26	11,168	(サンマ冷凍食品)
メルク・ジャパン(株)	57.3.30 61.9.16	25,002 37,733	(パール光沢顔料)
四倉運送(株)	57.6.29	10,001	(運送業)
福本鉄工(株)	58.2.17	13,819	(現)福本臨海鉄工(株)(水道用鋼管)
三共(株)	59.6.6 元.12.22	162,247 165,083	(医薬品原体)
山鑛プリント(株)	60.4.5	10,148	(コンピューター用フォーム印刷)
クニミネ工業(株)	60.10.16	26,344	(無機吸着剤)
堺化学工業(株)	61.1.21	144,399	(亜鉛、バリウム)
山川薬品工業(株)	61.10.30	39,648	(現)キクチカラー(株)(無機系着色顔料)
(株)竹間鉄工所	62.1.23	18,218	(現)35-1(株)タケマ(石材) 35-2(株)オートテック(自動車部品)
荒川化学工業(株)	63.3.28	72,100	(ネーベルストアーズ)
二チ八(株)	63.9.29	124,815	(窯業系乾式防火外装材)
大成機械計装(株)	63.11.28	13,750	(現)二チ八(株)
厚木自動車部品(株)	元.3.20	86,529	(現)(株)ユニシアジェックス(自動車用部品)
三菱金属(株)	元.11.6	53,083	(現)三菱マテリアル(株)(ダイヤモンド工具)
日産自動車(株)	3.4.23	201,488	(自動車エンジン)
他20社		103,069	
計(50社)		3,022,435	

会津若松工業団地

〔目的〕

会津地域における農村工業化を推進し、伝統産業の近代化と精密・電気機器工業を中心とした企業の立地促進を図るため、造成した同地域の中核的工業団地である。

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
(株) ナ ジ コ	53.9.18	11,263	(現)トーホク装備(株)(木製家具)
(株) 台 和 総 業	53.3.15	10,033	(現)(株)台和会津工場(漆器)
富 士 通 (株)	56.7.31	70,300	(集積回路、半導体)
	57.4.28	8,722	(一部)Spansion Japan(株)
	59.7.16	152,249	
	60.3.20	3,080	
日 本 酸 素 (株)	57.8.31	11,570	(変圧ガス供給)
(株) 三 和 化 学 研 究 所	58.1.19	61,288	(医薬品)
	59.11.12	47,803	
ミ ク ロ (株)	58.8.31	25,000	(シャープペンシル)
他30社		66,325	
計(36社)		467,633	

白坂工業団地

〔目的〕

県内で最も首都圏に近い白河市南部に位置し、高速交通網が整備され自然環境に恵まれた工業団地として、同地域の産業基盤の充実を図るため造成した工業団地である。

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
日 本 ル セ ル (株)	58.4.1	62,412	(現)味の素メディカ(株)
フ ジ ア ド バ ン ス (株)	59.10.31	25,941	(現)オーパック(株)(電気ブラシ)
白 河 ゼ ネ ラ ル (株)	59.3.8	44,084	(現)信越半導体(株)
東 北 相 模 ハ ム (株)	62.3.27	19,403	(ハム)
(株) ア イ ス タ ー	62.7.21	53,692	(清涼飲料)(現)アイスターエパ白河工場
計(5社)		205,532	

保原工業団地

〔目的〕

県北地方の産業基盤の充実及び雇用創出を図るため造成した工業団地である。

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
富 士 通 ア イ ソ テ ッ ク (株)	63.1.14	45,101	(パソコンプリンター)
内 外 エ レ ク ト ロ ニ ッ ク ス (株)	元.9.12	26,239	(FA機器)
	4.1.16	3,215	
他1社		9,118	
計(3社)		83,673	

玉川工業団地

〔目的〕

平成5年3月に開港した福島空港に近く、県中央部に位置する当工業団地は、先端技術産業の立地を目的として造成した臨空港型の工業団地である。

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
東京精工(株)	63.3.24	25,692	(自動車用水ポンプ)
富士ゴム(株)	63.3.24	34,399	(現)ポリマテック(株)福島工場(防震ゴム)
(株)福島エンヤ	63.6.7	11,846	(孵卵)
トヨタサッシ(株)	元.1.26	78,011	(現)(株)TBK(ブレーキ、エンジン部品)
他1社		1,768	
計(5社)		151,716	

須賀川南部工業団地

〔目的〕

平成5年3月に開港した福島空港に近く、県中央部に位置する当工業団地は、玉川工業団地と同様に、先端技術産業の立地を目的として造成した臨空港型の工業団地である。

なお、この工業団地は、県営工業団地としては初めて、オーダーメイド方式を採用し、トステム福島(株)へ分譲した。

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
トヨタサッシ(株)	2.4.26	191,529	北ブロック(現)トステム(株)(住宅設備機器)
	3.1.10	144,211	南ブロック " "
計(1社)		335,740	

田村西部工業団地

〔目的〕

磐越自動車道船引三春インターチェンジの隣接地に大規模工業団地を造成し、阿武隈地域総合開発計画の産業拠点とする。

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
ダイカ(株)	6.8.2	23,333	(現)(株)あらた(化粧品・雑貨卸売)
いすゞ自動車(株)	8.6.28	159,318	(自動車部品)(一部 湘南ユニテック(株))
佐藤商事(株)	10.3.20	12,383	(鉄鋼加工・卸売)
船引精密(株)	10.7.9	14,800	(現)シチズン電子船引(株)(電子部品製造業)
フシマン(株)	13.8.31	11,461	(自動調整弁等製造)
(株)互省製作所	20.3.23	30,453	(ねじ類製造)
他2社		14,110	
計(8社)		265,858	

白河複合型拠点（工業の森・新白河、新白河ビジネスパーク、新白河ライフパーク）

〔目的〕

環首都圏に位置し、高速交通網が充実しているという立地条件に加え、人口6.6万人の都市機能を有する白河市において、「食・住・悠」が調和する新しいタイプの産業団地として、市街地に隣接している3つの地区に工場用地、従業員のための住宅用地、そして業務管理兼住宅用地を一体的に整備し、首都圏から本社機能等を含めた企業の移転を誘導することで、地域の産業の高度化を図る拠点とする。

工業の森・新白河

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
ダンオー東日本(株)	10.2.10	20,937	ダンボールシート及びボックス (現)株サクラテック
株朝日ラバー	18.2.26	33,000	工業用ゴム製品製造
味覚糖(株)	19.3.22	97,592	食料品製造
株泰斗	19.6.8	19,801	精密金属部品加工
計(4社)		171,330	

新白河ビジネスパーク

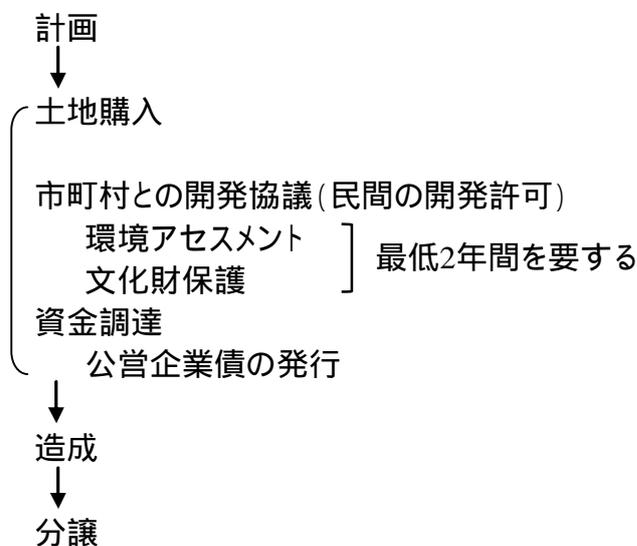
分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
株南湖自動車学校	18.10.26	18,478	自動車免許講習所
他5社		15,375	
計(6社)		33,853	

その他、住宅団地として新白河ライフパーク72区画がある。

(4) 工業の森・新白河 AB 工区について

1) 工業団地造成の手続

一般的な工業団地造成の流れは次のとおりである。



2) 工業の森・新白河 AB 工区の概要

造成事業の経緯

平成4年～7年	基本計画・基本設計、各種測量調査
平成7年度	市町村との開発協議
平成8年度～13年度	1号防災調節池工事 3号防災調節池工事
平成15年度	造成事業休止 オーダーメイド方式に方針変換

投資内訳（着手～H14年度まで）

用地取得費及び物件補償費	2,836,457千円
用地取得470筆 1,118,107.00 m ² (約112ha)	
井戸調査、測量委託料等の調査設計費	487,820千円
工事費	829,881千円
うち 1号防災調節池	(422,178千円)
(平成11年度～12年度施行)	
3号防災調節池	(306,056千円)
(平成13年度～14年度施行)	
総係費(人件費等)	283,849千円
企業債利息	430,272千円
既投資額計	4,868,279千円

3) 当工業団地に対する県の方針

平成20年7月県議会において、当工業団地についての「1日も早く開発・造成すべき」との質問に対し、企業局長は次のように答弁している。

工業の森・新白河 AB 工区につきましては、近年の分譲価格の低迷等により地域開発事業の経営が厳しさを増す中で、多額の造成に着手することは困難な状況にあります。

従いまして、引き続き関係部局と連携しながら、企業からの受注に応じて造成するいわゆるオーダーメイド型の団地として分譲実現に力を尽くしますとともに、新白河ビジネスパークなど造成済未分譲地への企業誘致活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

平成20年3月策定の「企業局事業見直し実行計画」によると以下のとおりである。

- ・オーダーメイド方式での企業誘致の実施
- ・局内に検討チームを設置し、工業団地に限定をしない活用方法について検討

未分譲の工業団地の需要があるのか否か十分検討すべきであるが、私見で述べれば次のような問題がある。

立地予定企業は県外の大手企業であり、長期計画に基づいて設備

投資をしていると考えられるが、投資が決定されると操業までの迅速性が要求される。果たして、工業の森・新白河 AB 工区は造成が短期間で実施されるか問題である。その理由は当地が、山林であり岩盤が固いため投資の迅速性に対応できない。

県外の大手企業であれば、工場建設する場合数か所の予定地を比較検討するプレゼンテーションが実施されるが、未造成の工業団地ではプレゼンテーションに耐えられない。

4) 当工業団地の原価の計算

企業局によると、岩盤が固過ぎるため造成するには約 80 億円以上の費用を要するという事であり、今までの投資額を含めると合計約 130 億円、分譲予定面積が 636,626 m²であるので分譲原価は次のように約 21 千円/m²となる。

今までの投資金額	約 49 億円
造成費用	約 80 億円
合計(a)	約 130 億円
分譲予定面積(b)	636,626 m ²
(a) / (b)	約 21 千円

なお、公営企業会計では、土地の原価を土地購入費、開発費用、造成費用、支払利息を加算して計算し、それを分譲価格とする総原価方式を採用している。土地が値上がりしているときは良かったが、土地が値下がりに転じると価格が高くて分譲できない状態となった。

平成 13 年度の包括外部監査では、土地の分譲が進まない状況を踏まえ、総原価方式の見直しを検討すべきとの意見があった。その結果、平成 14 年度からは総原価方式を改め、時価に合わせた定価方式に変更した。定価表は次のとおりである。

平米あたり販売単価の推移

	田村西部	白河 C 工区	ビジネスパーク
当初設定単価	20,300 円	24,200 円	29,000 円
改訂後単価	18,000 円	18,000 円	21,500 円

大規模分譲割引率

分譲区画の面積	割引率
10,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	10%
30,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	15%
50,000 m ² 以上	20%

このような状況の中、当該地を工業団地以外に転用すべきとの意見もあるが、例えば公園に転用した場合、県の作成した公共工事の投資効果、企業立地の設備投資効果、操業による経済効果は、工業団地以外を公園とすれば、工業団地、公園別に示すと次のとおりになる。

	工業団地	公園	
公共工事(既投資済)	1.49	1.49	投資額への倍数
造成工事	1.49	1.49	〃
設備投資	0.7～0.85	-	〃
操業効果	1.3～1.6	-	需要数(生産高)の倍数

公園は、地元住民の満足度は高まる可能性が大きいですが、県外からの集客がなければ税収が増える訳ではなく、維持費用がかかることになる。

【意見】

工業団地について

県営工業団地の未分譲面積は工業の森・新白河A B工区を除くとほとんどない状況であり、県が企業立地により産業振興を図ろうとするならば、県営以外の分譲可能な工業団地及び工場跡地の分譲にも積極的に関与し、販売する必要がある。そのため、県及び市町村の連携した販売体制組織を作る必要がある。

また、県営工業団地が少ないことを考えると、工業団地の造成も必要となるが、市町村が造成する場合、現在工業団地等整備事業として工業団地整備に係る道路、用排水施設等の関連公共施設の整備に要する経費に対して補助を行っているが、市町村が行う工業団地造成に対して大規模な補助を実施することも検討すべきである。

県営工業団地の立地状況及び県の支援体制

(3)県営工業団地立地企業をみると、それぞれの工業団地に国際的優良企業やそれぞれの地区の優良企業が立地していることがわかり、これらの企業が県の財政に多大な貢献をしていると思われる。

県は、立地企業訪問調査実施要領を定め、県内に立地している企業と直接接し動向把握及び情報収集(訪問調査)を行うとともに、立地企業へのフォローアップ強化を行うことにより、本県での継続的な事業展開や再投資の促進に努めている。

しかしながら、最近県内立地企業が業績悪化等により生産拠点を統廃合する動きがあり、県内から撤退したり県内の生産を縮小したりし、他県に生産設備を集中する動きがみられる。民間企業の投資判断であるが、交通網、人材、県などの協力体制等が判断材料の一つとなっていると思われる。

県は立地企業に対し、県への要望や将来の設備投資などの相談にのり、更に密度の濃い支援体制を作る必要がある。

工業の森・新白河A B工区について

企業局の工業団地の造成・分譲は、土地の値上がり時には総原価方式を採用していたことから利益を計上できず、土地の値下がり時には時価に合わせた定価方式を採用して損失を計上し、更に保有地の多額の含み損を抱える状況で、身動きのとれない状態である。県営工業団地の立地企業や立地

予定企業の県税収入は企業局の含み損を遙かに上回ることが想像できる。

- 1) 県がオーダーメイドによる分譲という方針であれば、積極的に紹介できる工業団地として営業すべきである。

そのためには、造成に要する期間や分譲単価などを予め明確にしておく必要がある。

- 2) 私見では、オーダーメイド方式により、立地協定が成立して緊急に造成工事をするよりも、公共工事が少ないおり公共工事を主力とする企業は4月から夏頃までは工事量が少なくなり、また受注会社の重機に対する投資をしやすいように、土木用の重機は耐用年数が5年であるので造成期間を5年にするなど、工事の方法によっては造成費用も予定より安くできる可能性もあると考えられる。今後の販売に期待し、当分はオーダーメイド方式の推移を見守っていきたいが、将来的には担当部局のみならず全庁的な視点から、先行造成についても検討されたい。

4 工業用水道事業

工業用水道事業繰出金

県は、地域振興整備公団が造成した工業団地の工業用水に対して出資金、負担金を繰出している。出資金、負担金は次のとおりである。

(単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
相馬工業用水道事業			
出 資 金	233,676	207,850	238,190
負 担 金	426,930	406,454	346,902
計	660,606	614,304	585,092
好間工業用水道事業			
出 資 金	161,049	31,796	42,950
負 担 金	77,702	69,925	55,302
計	238,751	101,721	98,252
合 計	899,357	716,025	683,344

県は、福島県工業用水道事業管理者と相馬、好間の工業用水道事業について協定書を締結し、工業用水道にかかる企業債のうち料金をもって回収できない企業債の元利償還金のうち元金については出資金、利子については負担金で措置することになっている。

なお、平成17年度の出資金が過大になっているのは平成4年度から平成11年度まで協定書どおりの繰出がなされていなかった金額を平成12年度から平成17年度までの間に繰出したものである。

好間工業用水道事業については、「平成13年度 包括外部監査の報告書」によると、「いわき市と施設完成後速やかに市に譲渡する旨の覚書を取り

交わしているが実行されていない。」とあり、「平成 16 年度 包括外部監査の結果報告書」においても次のように記載されている。

好間工業用水道（以下「好間工水」という。）は、いわき好間中核工業団地内立地企業に対し、工業用水を供給するために建設された。事業開始にあたり、いわき市が実施することで計画を進めていたが、当時の国庫補助事業採択基準は、補助対象を都道府県及び政令市のみとしていたため、いわき市からの強い要請により、国庫補助事業として県が行うことになった経緯がある。このため県は、施設完成後、速やかに市に譲渡するとの覚書（昭和 54 年 8 月 30 日）を取り交わし、昭和 57 年度から施設建設に着手した。

好間工水の供用開始後の管理運営については、将来の好間工水譲渡後の市での運営に備え「県はいわき市に事務を委託し、いわき市はこれに応ずるものとする」との覚書（昭和 55 年 12 月 25 日）を締結した。

上記覚書に基づき、好間工水が一部給水を開始した昭和 60 年から、管理運営はいわき市が受託し、現在に至っている。

県は、「企業局見直し事業実行計画」において好間工業用水道事業の「いわき市への速やかな譲渡に向けて、『好間工業用水道に係る県・市協議会』を活用し、具体的な譲渡時期や価格等の条件の調整を図るために、引き続き協議を実施し、平成 22 年度までに譲渡することを目指します。」としている。

県は、関係部局が連携し、早急に好間工業用水道事業をいわき市に譲渡すべきである。